

# 柏市立高柳中学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月4日改定

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

(いじめ防止のための基本的な方針 平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定)

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

上記の考え方のもと、本校では、全ての職員が「いじめは、学校生活のどこでも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを上げる。

- (1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2)生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3)いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4)いじめ早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門機関と協力して、解決に当たる。
- (5)暴力・暴言根絶の指導

## 2 いじめ未然防止のための取り組み

- (1)分かりやすい授業の展開(各教科)
- (2)個々の価値観等の理解(道徳・特活)
- (3)道徳教育の充実(道徳授業、人権教育、生命尊重、情報モラル)
- (4)正しい判断力の育成(道徳・特活)
  - \* 善悪の判断ができる心を育てる
  - \* 相談、通報は適切な行為であるという指導。
- (5)奉仕の体験活動への積極的取り組み(異学年交流含む)
- (6)豊かな人間関係づくり(ピアサポート)の充実
  - \* 人権教育や情報モラルについては学校全体で集会形式で行う。時期については学校の実態に応じて計画的におこなう。

(7)生徒、保護者への啓発活動

- \* 学期末保護者会でのいじめの現状報告と未然防止の講話
- \* SNS の使用にあたり、親子ルール作り等を示す

(8)教職員の研修

- \* モラールアップ研修会を行い、体罰や不適切な発言がいじめにつながることを確認する。
- \* 過度の競争意識、勝利至上主義、生徒のストレスを常に高くする指導の問題については、職員がいつでも確認できるようなポスターを掲示する。

(9)いじめ防止基本方針の共通理解

- \* 年度初めに生徒・保護者への説明・ホームページでの掲載

(10)生徒の自治的な活動

- \* 生徒指導主任・生徒会担当職員・生徒会役委員と話し合いの場を設定し、学校のいじめの現状について把握し、解決策を探る。また、これを生徒会活動として行う。

3 いじめ早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1)いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめ調査」による情報収集

- \* 学期末に1度、いじめ調査を行う。調査の内容については SNS の内容も含める。  
その時期については7月、12月、3月に行う。
- \* 調査の実施方法については、生徒に調査に当たり、その趣旨を説明し、厳粛な雰囲気の中、机を離し実施する。回収方法については教員が回収する。
- \* いじめが発見された場合は定期的な調査以外にも状況に応じていじめ調査を行い、その結果については被害生徒、保護者に連絡をする。

②個別面談・教育相談等の実施

- \* 家庭訪問は4月下旬から5月上旬に実施
- \* 教育相談については1学期・2学期に行う。2学期にアンケート調査を実施
- \* 2学期に希望制の保護者面談を実施

③生徒観察

- \* 休み時間や昼休みもできる限り交代で生徒に付き、見守る。

④いじめ相談

- \* 教員、カウンセラー及び、相談ポストの設置(校長室横)
- \* 東葛教育相談室 04(7124)9779 やまびこ電話04(7166)8181

(2)いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①職員会議、生徒指導部会等における情報共有

②学年会議の充実

③スクールカウンセラー、養護教諭との連携

④報告連絡体制

- \* いじめ発見者は学年生徒指導担当に連絡する。学年職員で共通理解を図る。生徒指導主任に報告し校長・教頭に連絡。その後、学年職員を中心に取り組む。

⑤いじめ被害者のケア

- \* 徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- \* 今後の対応について説明し、不安な点を聴取し対応策を示す。
- \* 被害者が今後、生活を取り戻せるようになるよう配慮した指導を行う。
- \* カウンセラー等を利用する。
- \* いじめが解決するまでは被害者を第一優先とし、加害者からの物理的、心理的な圧力がかからないように配慮する。

⑥いじめ加害者の対応

- \* 聴取の体制を作り、その内容の記録、保存を行う。聴取の際は職員の人選や、聞き取る環境、タイミング、生徒の様子を加味し対応する。
- \* 暴力行為等があった場合は被害者側と相談した上、状況に応じて外部機関と連携をする。(警察・児童相談所等)
- \* 今後、被害生徒が安心して生活できることを一番に考え、その状況に応じて加害生徒については担任にとどまらず、学年体制、学校体制で指導していく。
- \* 指導後に加害生徒の様子等、さらに指導が必要な場合は外部機関と連携して指導を行う。
- \* 被害生徒、加害生徒だけでなく、その周りの生徒(傍観者)の指導を行う。

(3)家庭や地域、関係機関との連携を図る。

①家庭との連携・家庭教育の支援

- \* 家庭訪問、教育相談、SC相談、部活動保護者会
- \* 学校生活での、児童生徒のトラブルや、いじめ問題の発生時は速やかに保護者と連絡をとる。連絡を密にする。家庭でいじめがあった事が分かった時は、保護者の方が直ちに学校に連絡をすることを保護者会等を通して伝えていく。

②情報収集(学校警察連絡協議会)

市内の小・中・高等学校、特別支援学校、柏警察署および教育行政機関が連携し、生徒指導上の問題について研修を深め、児童生徒の非行防止や交通事故防止等を目的に会議を行う。

③適応指導教室、訪問指導員との連携

青少年センター内に設置してある適応指導教室、大津ヶ丘学習相談室の訪問指導員との連携を密にして対応に努めていく。

④地域活動への参加

高柳地区のパトロール、夏祭り及び、ピカ美化運動への参加

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1)学校内の組織

①生徒指導部会

生徒指導主任・養護教諭・学年生徒指導担当者

\* 月1回の定例会(臨時あり)

②いじめ防止・長欠対策委員会

校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・学年生徒指導代表・長欠担当

教育相談担当・生徒会担当代表

\* 学期1回実施、必要に応じ外部機関と連携し委員会を行う。

\* いじめ未然防止のために、該当する担当者を加えて委員会を実施することもある。

③いじめ防止・長欠対策プロジェクトチーム

いじめ防止、長欠対策委員会の内部組織とする。その組織は生徒指導主任、養護教諭、長欠担当、教育相談担当、生徒会担当とする。

④組織の役割について

ア 生徒指導部会

生徒指導主任が中心となり、各学年の問題行動及び、教職員が取り組むべき内容・課題の共通理解を図る。いじめが学年を隔てて発生していないか確認する。

イ いじめ防止・長欠対策委員会

いじめ調査後、集計内容について共通理解をはかり、迅速な解決を図る。

\* 重大事案への対応の際には緊急に会を実施する。

ウ いじめ防止・長欠対策プロジェクトチーム・スクールカウンセラー

特に未然防止のための取り組みについてボトムアップ型で企画、提案、実施していく。

5 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

①重大事態が発生した旨を、柏市教育委員会に速やかに報告する。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

→学校安全保健課→教育長→知事→指導課

②教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心にして、事実関係を明確にするための調査をする。

④調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係、その他必要情報を適切に提供する。

## 6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適正に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

①いじめの早期発見に関する取り組みのこと

②いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

又、その結果については、公表する。

## 7 その他

(1)ホームページで学校いじめ防止基本方針の公表を行う。

(2)学校いじめ防止基本方針の見直しを年度ごとに行う。

## 8 面談、調査の日程

4月下旬	家庭訪問
5月	教育相談・学校生活アンケート
7月	第1回いじめ調査
11月	・希望制保護者面談 ・学校生活アンケート ・教育相談
12月	第2回いじめ調査
3月	第3回いじめ調査